## 質問に対する回答書

業務名:内灘町災害復旧事業コンストラクションマネジメント業務

番号	項目		回答
1	実施要領(様式5)	実施体制調書の「平成 27 年4月1日以降に、国又は地方公	実績については、実施要領3(8)に示すとおり、マネジメ
	技術者の実績	共団体等において同様の業務を実施し、完了した事業促進	ント業務としております。
		P P P 又は P M 又は C M 業務の実績 (発注者・契約期間・業	発注者支援業務で実施される「積算支援業務」や「工事監督
		務名・業務内容・契約金額など)」に示す同様の業務につい	支援業務」などは、限定的な支援業務ととらえており、同等
		て、災害復旧事業の発注者支援業務は同等の業務として該	の業務として該当しません。
		当しますでしょうか。	
2	実施要領 (別表)	予定協力会社の担当者を立ててもよろしいでしょうか。	再委託承諾申請手続きを経たうえで、「担当技術者」とする
	実施体制		実施体制に支障はありません。
			ただし、総括管理や事業管理を担当する「管理技術者」及び
			「主任技術者」は元請会社からの技術者とします。